

## 5 積極的疫学調査のための体制の構築

- (1) 積極的疫学調査は、新たに法に基づくものとして位置づけられ、感染症対策における重要な役割を果たすものである。
- (2) このため、一類感染症、二類感染症又は三類感染症が発生した場合には、保健所は県関係部局、保健環境センター等と連携し法第15条に規定する積極的疫学調査を実施する。
- (3) また、保健所は、四類感染症及び五類感染症等に係る発生動向調査において通常と異なる傾向を示した場合又はまん延防止の観点から必要と認めた場合には、必要に応じて医療機関、医師会等医療関係団体等からの情報を得て、積極的疫学調査を行うものとする。
- (4) 積極的疫学調査を実施する場合にあつては、県においては、県医師会等の医療関係団体、県教育委員会等と、保健所においては、郡市医師会、市町村教育委員会、医療機関等の関係機関の理解と協力を得つつ、保健環境センターにおいては、民間の検査機関、医療機関の検査部門等と密接な連携を図ることにより、地域における詳細な流行状況や原因不明の感染症等の迅速な把握を進める。また、必要に応じて国立感染症研究所、国立国際医療センター等の協力を求める。
- (5) 積極的疫学調査により得た情報は、保健所、保健環境センター及び県関係部局の他、必要に応じて感染症の専門家を交えて分析及び考察するとともに、その結果については、関係機関等に提供して今後の感染症対策に積極的に活用する。

## 6 指定感染症への対応

県は、指定感染症が政令で定められた場合には、県民に対して、速やかに予防方法等の周知を図るとともに、国と連携して必要な対策を実施する。

## 7 新感染症への対応

県は平時においても新感染症に関する情報の収集に努めるとともに、県医師会等との連携を図るものとする。

新感染症にかかっていると疑われる者を診断した旨の届出があつた場合には、直ちに国に報告し、技術的な指導及び助言を受けて必要な対策を実施する。

## 8 感染症対策と食品保健対策との連携

- (1) 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、保健所長等の指揮の下に食品保健部門では、主として喫食調査及び食品調査等を行い、感染症対策部門では、患者等に対する疫学調査を行い、検査部門では病原体検査を行うなどの役割分担により、相互に連携を図りながら、迅速な原因究明を行う。
- (2) 保健所は、原因となる食品等の究明に当たり、保健環境センター及び国立研究機関等との連携を図る。
- (3) 病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、食品保健部門は、一次感染の拡大防止のため原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行い、また、感染症対策部門は、必要に応じ関係者に対し消毒等の指示等を行う。
- (4) 二次感染による感染症のまん延を防止するため、感染症対策部門が感染症に関する情報の公表その他必要な措置を講じる。

## 9 感染症対策と環境衛生対策との連携

水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症のまん延の防止を図るための対策を講じるに際しては、感染症対策部門は環境衛生部門との連携を図る。

## 10 検疫体制との連携

検疫感染症の病原体に感染したおそれがあり、停留されない者で健康状態に異常のある者、又は一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び指定感染症の病原体の保有が明らかになった者について検疫所より報告のあった場合、県は、関係機関、関係各自治体と連携し、迅速にまん延の防止のための必要な措置を行う。

## 11 関係各機関及び関係団体との連携

県は、集団発生や原因不明の感染症が発生した場合にも、迅速な対応が出来るように国や他の地方公共団体及び医師会等の医療関係団体との連携体制を構築する。

## 第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

### 1 基本的な考え方

- (1) 感染症医療の進歩により、患者を集団から隔離するといった特殊な医療体制で感染のまん延を防止するという従来の考え方から、一般医療の延長線上で早期に

良質かつ適切な医療を提供することにより、患者の重症化を防ぐとともに、感染力を早期に減弱させ周囲への感染のまん延を防止するという考え方に改められ、この方向で医療体制を整備していく必要がある。

(2) 実際の医療現場においては、結核等感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担保しながら一般の医療の延長線上で行われるべきであるとの認識の下、良質かつ適切な医療の提供が行われるべきである。このため、感染症指定医療機関及び結核指定医療機関においては、

- ① 感染症の患者に対しては、感染症のまん延防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供すること、
- ② 通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずること、
- ③ 患者がいたずらに不安に陥らないように、十分な説明及びカウンセリング(相談)を患者の心身の状況を踏まえつつ行うこと等が重要である。

## 2 国による医療の提供体制

厚生労働大臣は、新感染症の所見がある者並びに一類感染症及び二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有するとともに集中治療室又はこれに準ずる設備を有する病院として、次のとおり特定感染症指定医療機関を指定している。

特定感染症 指定医療機関名	病床数
市立泉佐野病院	2床
国立国際医療センター	4床
成田赤十字病院	2床

## 3 県による医療の提供体制

(1) 一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第38条

第2項に規定する「厚生大臣の定める基準」に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感染症指定医療機関を県内に1か所（2床）指定することとなっているが、現在この基準を満たす医療機関がないため、今後、関係機関の協力を得てその確保に努める。

本県において、第一種感染症指定医療機関が整備されるまでの間に、一類感染症の患者等が発生した場合には、第一種感染症指定医療機関を有する近隣の府県の協力が得られ、患者等の移送が可能な場合にあっては、当該府県を通じて、指定医療機関に入院治療を委託する。

なお、患者の病状等から患者の移送が困難な場合等においては、法第19条第1項但書の規定により、県知事が適当と認める医療機関に入院させ、国、関係機関の協力を得つつ患者の治療及び感染拡大防止の万全を期すものとする。

(2) 二類感染症の患者の入院を担当する医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第38条第2項に規定する「厚生大臣の定める基準」に適合するものについて、その開設者の同意を得て、二次医療圏（医療法(昭和23年法律第205号)第30条の3第2項第1号に規定する区域をいう。以下同じ。) 毎又は複数の二次医療圏毎に必要な病床数の確保に努めるものとする。

なお、当面の間は、過去における患者発生状況等を勘案し、2つの二次医療圏に1か所の医療機関を第二種感染症指定医療機関として次のように指定する。

二次医療圏	第二種感染症指定医療機関	病床数
東部Ⅰ， 東部Ⅱ	徳島大学病院	6床
南部Ⅰ， 南部Ⅱ	徳島県立海部病院	4床
西部Ⅰ， 西部Ⅱ	徳島県立三好病院	4床

(3) 一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合は、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させることがあるため、平時より一般医療機関への感染症に関する情報提供、感染症指定医療機関との連携、集団発生時の各医療機関の連携についての体制整備を図る必要がある。特に、感染症の集団発生時等で感染症指定医療機関のみでは医療が確保できない場合には、県、保健所、医師会等医療関係団体等が連携し医療の確保に努める。

- (4) 結核予防法第36条第1項の規定に基づき指定して（されて）いる医療機関のうち、同法第29条第1項の規定により入所（入院）を命じられた結核の患者が入院による医療を受ける医療機関として、次のように指定する。

医療機関名	病床数
徳島大学病院	14床
徳島県立中央病院	10床
東徳島病院	50床
徳島県立海部病院	4床
徳島県立三好病院	10床
国民健康保険町立三野病院	10床

- (5) 結核においては、保健所、医療機関、薬局等の連携の下に服薬確認を軸とした患者支援の実施が重要であるが、本計画のほか、「結核対策徳島21」、「徳島県結核マニュアル」に基づき、対策を推進する。

#### 4 感染症の患者の移送のための体制

- (1) SARS以外の一類感染症の患者の移送については、国に技術的指導、助言等の協力を要請するとともに、学識経験者等の意見を聴きつつ感染症のまん延防止に配慮し、迅速かつ適切な移送の実施に努める。
- (2) SARS及び二類感染症の患者の移送については、「感染症搬送マニュアル」に基づき保健所が、感染症患者の医療面及び感染防止に配慮し、迅速かつ適切な移送の実施に努める。
- (3) 新感染症の所見がある者の移送については、県は法第51条第2項に基づく国の技術的な指導、助言及び積極的な協力のもとに、当該入院に係る病院への適切な移送に努める。
- (4) 県は関係市町村及び消防機関に対して、感染症等に関する適切な情報提供をす

るなど密接な連携を図るとともに、広域的又は大規模な集団発生が起きた場合や緊急を要する場合等やむを得ない場合には、二類感染症の患者の移送及びまん延の防止対策の実施について協力を要請する。

- (5) 消防機関が移送した傷病者が法第12条第1項第1号等に規定する患者であると医療機関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に関し適切に情報等を提供する。

**5 平時及び患者発生時の一般の医療機関における感染症の患者に対する医療の提供**  
一類感染症又は二類感染症の患者であっても、最初に診察を受ける医療機関は、一般の医療機関であることが多く、さらに三類感染症、四類感染症及び五類感染症については、原則として一般の医療機関において医療が提供されるものであるため、一般の医療機関においても国及び県等から公表された感染症に関する情報を積極的に把握し、同時に医療機関内において感染症のまん延の防止のために必要な措置も講ずることが重要である。

また、一般の医療機関においても結核等感染症の患者の人権に配慮した良質かつ適切な医療の提供がなされることが求められる。このためにも県は、医師会等の医療関係団体と緊密な連携に努める必要がある。

## **6 医師会等の医療関係団体等との連携**

結核等感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供が、一般の医療機関においても確保されるように、県は、県医師会の「感染症対策委員会」及び「感染症対策協議会」との連携を密にし、医師会等の医療関係団体に対する適切な情報提供に努める。

特に、保健所においては、郡市医師会等医療関係団体、感染症指定医療機関、結核指定医療機関等との緊密な連携を図り、平時より情報交換に努める。

## **第5 緊急時における国との連絡体制及び**

### **地方公共団体相互間の連絡体制に関する事項**

#### **1 緊急時における感染症の発生の予防及び**

##### **まん延の防止並びに医療の提供のための施策**

県は、一類感染症等県民の健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について、国、国立感染症研究所等の専

門家に助言を求めて、必要な計画を定め、公表することとする。

## 2 緊急時における国との連絡体制

県は法第12条第2項に規定する国への報告等を確実に行うとともに、新感染症への対応を行う場合又はその他感染症への対応について緊急と認める場合にあっては、国との緊密な連携を図る。

## 3 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制

- (1) 県は、平時より感染症発生動向調査等の感染症に係る情報を提供するなど市町村との緊密な連携を保つ。
- (2) 保健所は、関係市町村に対して、医師等からの届出に基づいて必要な情報を提供する。
- (3) 複数の市町村にわたり感染症が発生した場合であって緊急を要する場合は、県は、必要に応じ医療関係団体や感染症に係る学識経験者等の意見を参考にして、迅速に統一的な対応方針を提示するなど、市町村間の連絡調整に当たるとともに、必要に応じて応援職員や専門家の派遣等を行う。また、県から消防機関に対して、感染防御等のための感染症に関する情報を提供する。
- (4) 広域的又は大規模な集団発生に備え、他の四国各県及び近畿等の近隣府県との連携を密にするとともに、緊急時には相互に情報の交換、応援職員、専門家等の派遣等も含め連携体制を構築する必要がある。
- (5) 複数の府県にわたり感染症が発生した場合は、必要に応じて関係府県と対策連絡協議会を設置するなどを含めた連絡体制の強化を図る必要がある。

## 4 関係団体との連絡体制

- (1) 県は、緊急時に備え、平時より県医師会の設置する「感染症対策委員会」及び「感染症対策協議会」を中心に医師会等の医療関係団体との連絡体制を整備する。
- (2) 保健所は、郡市医師会の設置する「感染症対策委員会」を中心に感染症指定医療機関をはじめとした医療機関等との連絡体制を整備する。

## 第6 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

### 1 基本的な考え方

感染症対策において、病原体の検査の実施体制及び検査能力（以下「病原体等の検査体制等」という。）を十分有することは、人権への配慮及び感染拡大防止の観点から極めて重要である。

このため、国立感染症研究所、結核予防会結核研究所等との連携の下、保健環境センターをはじめとする各関係機関における病原体等の検査体制等の充実を進めていくことが重要である。

このほか、県は、感染症指定医療機関、結核指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関における検査等に対し、技術支援等を実施することも必要である。

## 2 県における方策

(1) 保健環境センターは、国立感染症研究所と連携して、一類感染症、二類感染症及び三類感染症の病原体等に関する検査について、的確に実施することが重要である。

また、四類感染症、五類感染症の病原体等についても、民間の検査機関においては実施不可能な検査について、実施できる体制を整備していくことが必要である。

(2) 保健環境センターは、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、地域の検査機関の質的な向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集・分析・提供や技術的な指導を行っていくことが重要である。

(3) 保健所においても保健環境センターと連携して自らの役割を果たせるよう、検査機能等の充実を図ることが必要である。

## 3 県における総合的な病原体情報の収集分析及び還元体制

県は、国との連携のもと、病原体等に関する情報の収集のための体制については、保健環境センターを中心に、患者等情報と病原体情報が迅速かつ総合的に分析され、還元できるように体制整備に努める。

## 第7 感染症に関する調査及び研究に関する事項

### 1 基本的な考え方

結核等感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症に関する調査及び研究は、感染症対策の基本となるべきものである。

このため、県は、国、他の地方公共団体及び関係機関との連携を確保し、必要な調査及び研究の方向性の提示並びに調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を通



じて、調査及び研究を積極的に推進する。

## 2 感染症に関する調査研究の推進

県は、地域における結核等感染症対策の中核的機関である保健所及び県における感染症の技術的かつ専門的な機関である保健環境センターを中心に、感染症発生動向調査結果を活用し、特徴的な感染症の発生動向やその対策等について、地域の環境や当該感染症の特性等に応じた調査及び研究への取り組みを推進する。

## 3 保健所における感染症に関する調査研究の推進

保健所は、感染症発生動向調査結果を平時より分析し特徴的な発生動向がある場合は、保健環境センター等と連携し、感染症対策に必要な疫学的な調査及び研究を進め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を担う。

## 4 保健環境センターにおける感染症に関する調査研究の推進

保健環境センターは、県及び保健所との連携の下に、感染症の病原体の保有状況、その検出方法等に関する調査研究、感染症に関する試験検査、その他感染症対策に必要な調査及び研究、病原体情報の収集及びその分析等を行うとともに、国立感染症研究所や他県の地方衛生研究所等と十分な連携を図る。

# 第8 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

## 1 基本的な考え方

現在、感染症に関する知見を十分有する者が少なくなっている一方で、新たな感染症対策に対応できる知見を有する人材が改めて必要となっていることを踏まえ、結核等感染症に関する人材を確保するため、結核等感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の養成を行う必要がある。

また、大学医学部をはじめとする、医師等の医療関係職種の養成課程においても、結核等感染症に関する教育を更に充実させていくことが求められる。

## 2 国及び県が行う研修への保健所等の職員の参加に係る計画

県は、国立感染症研究所、国立保健医療科学院等の国の関係機関及び結核予防会結核研究所、感染症に関する学会等が実施する結核等感染症に関する研修会等に保健所、保健環境センター等の職員を積極的に派遣する。また、必要に応じ結核等感染症に関する疫学、試験検査等の講習会等を開催し、関係職員の資質の向上を図る。

## 3 研修を修了した保健所職員等の保健所等における活用に係る計画

研修等により結核等感染症に関する知識を習得した者については、保健環境センターや保健所等で効果的な活用を図る。

#### 4 人材の養成に係る医師会をはじめとする

##### 関係各機関及び団体との連携のための方策

- (1) 県は、医師会等医療関係団体、感染症指定医療機関、結核指定医療機関及び消防機関等と結核等感染症の予防に関する人材の養成に係る講習会等の開催について、情報交換等の連携を図るとともに、必要に応じ当該講習会等への参加を要請する。
- (2) 感染症指定医療機関及び結核指定医療機関は、担当者の結核等感染症に関する研修会への派遣等によりその資質の向上を図る。
- (3) 医師会等医療関係団体は、その会員に対して結核等感染症に関する情報の積極的な提供及び研修会の開催等により感染症に関する資質の向上に努める。

### 第9 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに

#### 感染症の患者等の人権への配慮に関する事項

##### 1 基本的な考え方

- (1) 県及び市町村は適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが重要である。  
また、結核等感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては、人権に配慮することが必要である。
- (2) 医師等は患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが重要である。
- (3) 県民は結核等感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けることがないように配慮していくことが重要である。

##### 2 患者等への差別や偏見の排除及び感染症についての正しい知識の普及

- (1) 県は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の機会を捉えて、結核等感染症の患者等への差別や偏見の排除、予防についての正しい知識の定着等を図るため、国に準じて、パンフレット等の作成、各種研修の実施などを通じて必要な普及啓発を図る。

(2) 特に保健所は、結核等地域における感染症対策の中核的機関として、結核等感染症に関する情報を提供するとともに、相談等の要望に的確に対応する。

### 3 患者情報の流出防止等のための具体的方策

県及び保健所は、担当国会議等を通じ、関係職員に対し個人情報保護に関する意識の高揚を図り、県の他部局、市町村や医師会等医療関係団体の協力により医療機関や現場での患者情報流出防止についての注意を喚起する。

### 4 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに

**感染症の患者等の人権への配慮のための県等における関係部局の連携方策**

県及び市町村は、結核等感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権への配慮のため、あらゆる機会を通じて関係部局と密接な連携を図る。

### 5 国、他の都道府県等、医師会等の医療関係団体、

**報道機関等の関係各機関との連携方策**

(1) 県は、医師会と連携し、法第12条第1項、結核予防法第22条第1項、第23条第1項に基づく届出を行った医師が、状況に応じて、患者等に対し、当該届出を行った旨を伝えるよう努める。

(2) 県は、平時から報道機関との連携を図るとともに、報道機関に情報を提供する場合には、患者等の個人情報の保護に十分留意し、人権尊重に十分配慮し、必要最小限度のものとする。また、結核等感染症に関し、誤った情報や不適當な報道がなされた場合には、速やかにその訂正を依頼する。

## 第10 その他の感染症の予防の推進に関する重要事項

### 1 施設内感染の防止

(1) 県、保健所は、病院、診療所、老人福祉施設等施設の開設者又は管理者に対し、施設内感染に関する情報を適切に提供し、施設内での感染症のまん延防止に努める。

(2) 病院、診療所、老人福祉施設等施設の開設者又は管理者は、県より提供された情報に基づき必要な措置を講ずるとともに、普段より施設内の健康管理を進め、結核等感染症が早期発見されるよう努める。

(3) 医療機関は院内感染症対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めることが重要であり、実際に取ったこれらの措置等に関する情報について、県等や他の施設

に提供することにより、その共有化に努める。

- (4) 県は、施設内感染に関する情報や研究の成果を、医師会等関係団体の協力を得て、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に普及するよう努める。

## 2 災害防疫

県は、災害発生時においては速やかに情報を収集し、必要に応じ徳島県地域防災計画等に基づき、感染症の発生及びまん延の防止のため、迅速かつ的確に必要な措置を講ずる。また、保健所等を拠点とし他機関と連携して、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施する。

## 3 動物由来感染症対策

- (1) 動物由来感染症の予防の観点から、法第13条に規定する届出の義務について、獣医師会等を通じて周知を図るとともに、保健所等と関係機関及び獣医師会などの関係団体等との情報交換を行い、必要に応じて情報の公表を行う。
- (2) 積極的疫学調査の一環として、県は、動物の病原体保有状況調査（動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査をいう。）により広く情報を収集することが重要であるため、これに必要な体制を構築していく。
- (3) 動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物に対する対策や、動物取扱業者への指導、獣医師との連携が必要であり、県は、感染症対策部門において、ペット等の動物に関する施策を担当する部門と適切に連携をとりながら対策を講じていく。

## 4 外国人に対する取り組み

法は、国内に居住し又は滞在する外国人についても同様に適用されるため、県は、保健所等に我が国の結核等感染症対策を外国語で説明したパンフレットを備えておく等の取り組みを行う。

## 5 その他の感染症の予防のための施策

- (1) 感染症の予防及び発生時の対応については、本計画のほか、「徳島県感染症マニュアル」に基づき、対策を推進する。
- (2) 結核の予防及び発生時の対応並びに「結核基本指針」中、第1の8、第2の6、第3の4、第6の4及び第8の2の各項に関する事項については、本計画のほか、

「結核対策徳島21」、「徳島県結核マニュアル」に基づき、個別の対策を推進する。

(3) SARSの予防及び発生時の対応については、本計画のほか、「徳島県SARS対応マニュアル」に基づき、個別の対策を推進する。

(4) 高病原性鳥インフルエンザの予防及び発生時の対応については、本計画のほか「徳島県高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づき、個別の対策を推進する。